

税金よもやま話

第
141
回東京地方税理士会
藤沢支部 税理士
東京富士大学大学院客員教授
佐藤 繁

相続における同族会社株式の評価について



相続において相続人間で遺産分割の協議がまとまらない場合には、家庭裁判所で遺産分割調停を経て審判を行うこととなります。また、遺言があった場合でも、兄弟姉妹以外の相続人には一定の遺留分があり（民 1042）、遺留分侵害額請求権者は家庭裁判所の家事調停を申し立てることとなります。

その場合、私法分野においては同族会社株式の評価の原則的な方法はDCF法を採用しています。DCF法は、会社が将来どれだけのお金を稼ぐかを予想し、その金額を投資のリスクを加味した適切な割引率で割り引くことにより企業価値を求める方法であり、理論的には最も合理的な評価方法として企業価値評価において広く採用されている方式です（東高決平 22・5・24（カネボウ事件）金判 1345-12 など）。

一方、相続税における評価方法は、大会社は類似業種比準方式、小会社は純資産価額方式を採用し、中会社は両方式を併用して評価します。これにより評価した場合、上記のDCF法に評価した場合とはどの程度の開差があるのでしょうか。

東京地裁令和6年1月18日判決は、被相続人甲が生前に自己が保有する非上場株式を他社に売却するための基本合意を締結していた事件ですが、基本的な評価方法はDCF法に基づき、1株の評価額は105,068円と評価されていました。その後甲が死亡し相続が開始し、相続税申告に際して、相続人らは対象法人が大会社であることから評価通達の類似業種比準方式に基づき、1株を8,186円と評価し申告をしています。すなわち、本件では、主にDCF法を用いた株価が相続税評価額の12倍以上の価額となっていることとなります。

このことから明らかなように、相続における民事

上の争いが生じた場合には相続税評価額により評価することが難しい場合があることを認識されて、相続開始以前に対策を用意する必要があります。

非上場株式についての贈与税の納税猶予（通常「法人版事業承継税制」といわれています。）を適用し、生前に贈与を行うことが考えられます。この税制を適用した場合、①贈与税の納税猶予、②その後の贈与者の死亡に伴う贈与税の免除、③贈与財産は相続したものみなされ更なる手続をすることにより相続税の納税猶予及び④納税猶予をした相続人の死亡による猶予額の免除という一連の手続により贈与税・相続税を免れることができます（これは特例措置であり、令和9年末以降は延長しないこととされています。）。当該株式は生前に生計の資本として贈与したものであり、相続分の先渡しである特別受益として法定相続分に加算して具体的相続分を計算することとなりますが、特別受益の計算に算入しない旨を被相続人が遺言により明らかにすれば、それを除外して具体的な相続分を算出することができます（民 903 ③「持戻し免除の意思表示」といいます。）。しかしながら、遺留分侵害請求においては持戻し免除の意思表示は効力を有しませんから、経営承継円滑化法における「遺留分に関する民法の特例」に基づき、遺留分を有する相続人全員の合意により当該株式の価額について、遺留分を算定するための財産の価額から除外する方策を活用することが必要となります。

いずれにせよ周到な準備をすることが必要となることをご理解ください。